

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第199条第2項の規定に基づく監査を平塚市監査基準に準拠して執行したので、法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類

行政監査

#### 2 監査の対象及び方法

##### （1）第1次調査

全課（81課）に対し、次の2つの区分により委託料に関する調査を実施した。

調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

##### （2）第2次調査

第1次調査の回答のうち、内容を特に精査すべき委託業務について、担当職員へのヒアリングにより調査を実施した。

<調査対象課>

[市長室] 広報課、災害対策課 [企画政策部] 財政課、情報政策課

[総務部] 行政総務課、職員課、庁舎管理課、納税課

[市民部] 協働推進課、市民課、文化・交流課

[福祉部] 福祉総務課、介護保険課

[健康・子ども部] 保育課、健康課、青少年課、保険年金課

[環境部] 環境保全課、環境施設課

[都市整備部] みどり公園・水辺課、総合公園課

[土木部] 道路管理課、下水道経営課、下水道整備課

[市民病院] 病院総務課、医事課 [会計課] 会計課 [議会局] 議会局

[学校教育部] 教育総務課、教育研究所、子ども教育相談センター

[社会教育部] 中央公民館、中央図書館、博物館、美術館

#### 3 監査の実施期間

令和元年11月18日から令和2年3月27日まで

#### 4 監査の着眼点

調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

- (1) 業務の品質を確保するための工夫はあるか
- (2) 運用上の課題はないか
- (3) 経済性の向上は図られたか
- (4) 市民サービスの向上は図られたか
- (5) 業務効率の向上は図られたか

調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

- (1) 制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングはいつか
- (2) 制度を活用した場合に想定されるメリットは何か
- (3) 制度を活用するか

#### 5 監査の結果

監査結果は、別添のとおりである。

以 上

令和元年度  
行政（重点）監査  
結果報告書

長期継続契約制度の  
委託契約における活用について

平塚市監査委員

# 目 次

<b>第 1 監査概要</b> .....	<b>1</b>
1 テーマの選定理由 .....	1
2 監査の対象及び方法 .....	1
(1) 第1次調査 .....	1
(2) 第2次調査 .....	1
3 監査の期間 .....	2
4 調査基準日 .....	2
5 監査の着眼点 .....	2
<b>第 2 長期継続契約制度の概要</b> .....	<b>3</b>
1 長期継続契約とは .....	3
(1) 会計年度独立の原則とその例外 .....	3
(2) 長期継続契約 .....	3
(3) 法の規定 .....	4
2 本市の状況 .....	4
(1) 条例、規則等 .....	4
<b>第 3 調査結果の概要</b> .....	<b>9</b>
1 調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務 .....	9
(1) 契約の締結数 .....	9
(2) 業務の内容 .....	9
(3) 運用について .....	10
(4) 単年度契約との比較 .....	11
(5) 長期継続契約のメリット及び制度の活用について .....	13
2 調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務 .....	15
(1) 契約の締結数 .....	15
(2) 業務の内容 .....	15
(3) 制度の活用について .....	16
<b>第 4 着眼点に基づく監査の結果</b> .....	<b>18</b>
1 調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務 .....	18
(1) 業務の品質を確保するための工夫はあるか .....	18
(2) 運用上の課題はないか .....	18
(3) 経済性の向上は図られたか .....	18
(4) 市民サービスの向上は図られたか .....	19
(5) 業務効率の向上は図られたか .....	19
2 調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務 .....	19
(1) 制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングはいつか .....	19
(2) 制度を活用した場合に想定されるメリットは何か .....	20
(3) 制度を活用するか .....	20
<b>第 5 むすび</b> .....	<b>21</b>

# 「長期継続契約制度の委託契約における活用について」

## 第1 監査概要

### 1 テーマの選定理由

「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～（改訂基本計画2020～2023年度）」の「序論第3章総合計画の実現に向けて」「1まちづくりの基本姿勢」「(4) 効率的・効果的な行政運営によるまちづくり」によれば、「将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、経営資源を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供すること等で、持続可能なまちづくりを進めていく必要がある」とされており、また、「中長期的な展望と成果を重視した行財政運営を行うとともに、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、「選択と集中」の理念に基づき、健全な財政運営と市民サービスの向上を図ります。」としている。

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低コストで提供するためには、事務レベルにおいて職員一人一人が意識して効率的な事務の執行にあたることが重要である。

現状の財務（定期）監査等において、長期継続契約制度の対象となる同種の業務であっても、長期継続契約を活用して複数年の契約を締結することで、事務の効率化、経済性の向上、市民サービスの向上を図っている場合と理由もなく単年度の契約を続けている場合とに対応が分かれる状況が散見される。

これを機に、本市における長期継続契約制度の活用実態を調査し、その状況を明らかにするとともに、調査を通じて制度を広く周知することで、限られた経営資源の選択と集中を図る一助とすることを目的として行政（重点）監査を実施した。

## 2 監査の対象及び方法

### (1) 第1次調査

全課（81課）に対し、次の2つの区分により委託料に関する調査を実施した。

調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

### (2) 第2次調査

第1次調査の回答のうち、内容を特に精査すべき委託業務について、担当職員へのヒアリングにより調査を実施した。

<調査対象課>

[市長室] 広報課、災害対策課 [企画政策部] 財政課、情報政策課

[総務部] 行政総務課、職員課、庁舎管理課、納税課

[市民部] 協働推進課、市民課、文化・交流課

[福祉部] 福祉総務課、介護保険課

[健康・こども部] 保育課、健康課、青少年課、保険年金課

[環境部] 環境保全課、環境施設課

[都市整備部] みどり公園・水辺課、総合公園課

[土木部] 道路管理課、下水道経営課、下水道整備課  
[市民病院] 病院総務課、医事課 [会計課] 会計課 [議会局] 議会局  
[学校教育部] 教育総務課、教育研究所、子ども教育相談センター  
[社会教育部] 中央公民館、中央図書館、博物館、美術館

### 3 監査の期間

令和元年11月18日から令和2年3月27日まで

### 4 調査基準日

令和元年10月1日

### 5 監査の着眼点

監査における着眼点を次のように定めた。

#### 調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

- (1) 業務の品質を確保するための工夫はあるか
- (2) 運用上の課題はないか
- (3) 経済性の向上は図られたか
- (4) 市民サービスの向上は図られたか
- (5) 業務効率の向上は図られたか

#### 調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

- (1) 制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングはいつか
- (2) 制度を活用した場合に想定されるメリットは何か
- (3) 制度を活用するか

#### 【凡例】

法	・・・	地方自治法（昭和22年法律第67号）
令	・・・	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
条例	・・・	平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第36号）
規則	・・・	平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年規則第65号）
病院規程	・・・	平塚市病院事業長期継続契約を締結することができる契約を定める規程（平成22年病管規程第13号）
運用基準	・・・	平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則運用基準
—	・・・	該当がない

## 第2 長期継続契約制度の概要

### 1 長期継続契約とは

#### (1) 会計年度独立の原則とその例外

法第208条において、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるとされ、いわゆる「会計年度独立の原則」が謳われている。

一方、「継続費（法第212条）」「繰越明許費（法第213条）」「債務負担行為（法第214条）」については「会計年度独立の原則」の“例外”とされており、これらに該当する場合は「予算」として議会に上程し、議決を経ることで複数年度にまたがる予算設定が可能となり、この予算の裏付けをもって複数年度での契約行為が可能となる。

(予算の内容)

法第215条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

(1) 歳入歳出予算	当該年度のもの
(2) 継続費	複数年度にまたがるもの
(3) 繰越明許費	
(4) 債務負担行為	
(5) 地方債	
(6) 一時借入金	
(7) 歳出予算の各項の経費の金額の流用	

#### (2) 長期継続契約

長期継続契約は、前述の「予算」とは一線を画すもので、法第234条の3の規定により、後年度の「予算の裏付け」がない状態にあっても、複数年度にまたがる“契約締結”を可能としている制度である。

すなわち、契約を締結するにあたっては、本来は「予算の裏付け」が必要になるところであり、複数年度にまたがるものであれば「継続費」「繰越明許費」「債務負担行為」といった「予算」が必要となるが、法第234条の3に掲げられた経費に限り、後年度の「予算の裏付け」がなくとも複数年度にまたがる“契約締結”が認められている。

そのため、長期継続契約における契約書には、予算不成立等による契約の変更または解除がありえることを盛り込むこととなっており、「予算の裏付け」がある「継続費」「繰越明許費」「債務負担行為」に基づく契約書にはこれを盛り込む必要がない。

このように、「継続費」「繰越明許費」「債務負担行為」といった「予算」とは一線を画して「長期継続契約」の制度が存在する。

(長期継続契約)

法第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

### (3) 法の規定

法第234条の3の長期継続契約の規定は、昭和38年の改正で新設されたもので電気、ガス、水道等のほか、不動産を借りる契約などは、地方公共団体の存在する限り、一日も欠かすことのできないものであり、毎年更新を繰り返す不合理をなくすために規定されたものである。

その後、平成16年の改正により「その他政令で定める契約」が追加され、OA機器のリース契約等、性質上翌年度以降にわたる契約を締結することが円滑な事務の遂行にとって適切であると思われるものが令に加えられた。法改正時に発出された総務省自治行政局長通知（平成16年11月10日付け総行第143号）によれば、「更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手側を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべき」とされており、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大や経費の削減、良質なサービスの確保といった法改正の目的に言及している。

(長期継続契約を締結することができる契約)

令第167条の17 法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

## 2 本市の状況

### (1) 条例、規則等

法第234条の3及び令第167条の17の長期継続契約の規定を受け、本市でも「条例」「規則」「病院規程」が整備され、必要に応じて改正がなされるとともに、制度所管課において庁内向けに「運用基準」が定められ、長期継続契約が可能と思われる具体的な契約の例示をしている。



## 条例

令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち規則又は企業管理規程で定めるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり役務の提供を受ける必要があるもののうち規則又は企業管理規程で定めるもの

## 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他事務用機器類の賃借に係る契約
- (2) 自動車の賃借に係る契約
- (3) その他物品の賃借に係る契約で市長が適当と認めるもの

2 条例第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 警備業務、清掃業務、案内業務その他の庁舎等の管理に関する業務の委託に係る契約
- (2) 高度な技術又は長期の教育訓練が必要な業務の委託に係る契約
- (3) 運搬業務、配送業務その他これらに類する業務を遂行するために必要な設備、機器等を備え、及び使用する必要がある業務の委託に係る契約
- (4) 前項各号に掲げる契約に係る物品の保守業務の委託に係る契約

(契約期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えてはならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項各号及び第2項第4号に掲げる契約

当該契約に係る物品について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の100分の120に相当する年数(当該年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた年数)に契約の履行のために必要な準備期間(以下「準備期間」という。)を加えた期間

- (2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる契約

3年に準備期間を加えた期間

## 病院規程

(趣旨)

第1条 この規程は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第1号に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機その他の情報処理に関する機器、複写機その他事務用機器類の賃借に係る契約
- (2) 医療用機器の賃借に係る契約
- (3) 病院施設の管理等に係る設備機器の賃借に係る契約
- (4) 自動車の賃借に係る契約
- (5) 寝具、病衣類等の賃借に係る契約
- (6) その他物品の賃借に係る契約で病院事業管理者が適当と認めるもの

2 条例第2号に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 警備業務、清掃業務その他病院施設等の管理に関する業務の委託に係る契約
- (2) 医事業務の委託に係る契約
- (3) 給食業務の委託に係る契約
- (4) 物流管理運營業務の委託に係る契約
- (5) 臨床検査科との共同事業運營業務の委託に係る契約
- (6) 平塚市民病院院内保育所運營業務の委託に係る契約
- (7) 医療用機器(前項第2号に規定する賃借によるものを除く。)の保守業務の委託に係る契約
- (8) 前項第5号に規定する寝具、病衣類等の洗濯業務等の委託に係る契約
- (9) 前項各号(同項第5号を除く。)に掲げる契約に係る物品の保守業務の委託に係る契約

(契約期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えてはならない。ただし、病院事業管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項各号及び第2項第4号から第6号まで第2項第7号から第9号までに掲げる契約

当該契約に係る物品について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の100分の120に相当する年数(当該年数に1年未満の端数がある場合はその端数を切り上げた年数)に契約の履行のために必要な準備期間(以下「準備期間」という。)を加えた期間

- (2) 前条第2項第1号から第3号まで第6号までに掲げる契約  
3年に準備期間を加えた期間

## 運用基準（抜粋）

この基準は、平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の運用について必要な事項を定める。

- 1 規則第2条第1項の対象とする契約は、「事業者が新たに物品を購入し、長期にわたって貸し付けることによって投資額を回収する賃貸借契約」（以下「リース契約」という。）とする。また、機器等の保守を含むリース契約（メンテナンスリース）は、これを含む。
- 2 規則第2条第1項第1号に該当する物品は、減価償却資産の耐用年数表の「事務機器及び通信機器」にあたるものとする。以下、例示する。
  - (1) パソコン、サーバ、プリンター、LAN機器、無停電電源装置及びそれらを組み合わせた業務用システム
  - (2) 静電複写機（複合機を含む）
  - (3) 簡易印刷機
  - (4) シュレッダー
  - (5) ファクシミリ
- 3 規則第2条第1項第2号に該当する物品は、減価償却資産の耐用年数表の「車両及び運搬器具」にあたるものとする。以下、例示する。
  - (1) じんかい車ほか特殊車両
  - (2) 一般車両
- 4 規則第2条第1項第3号を適用する場合、関係各課と協議する。
- 5 規則第2条第2項の対象とする契約は、4号関係を除き原則として以下の(1)～(3)の全てに該当し、かつ内容により(4)か(5)のいずれかにも該当するもの（以下「役務の提供を受ける契約」という。）とする。

※具体例や適用条件については「別紙1 その他補足事項」を参照

- (1) 毎年繰り返し切れ目無く日常的に履行が行われるものであること。
- (2) 毎年度当初（4月1日）から役務の提供を必要とするもので、適切な履行のために相当の準備期間を要するものであること。
- (3) 契約内容に変更が生じない経常的な業務であること。
- (4) 契約の履行のために、高度な技術又は長期の教育訓練が必要な業務であること。
- (5) 契約の履行のために必要な設備、機器等を備え、及び使用する必要がある業務であること。

### 別紙1 その他補足事項

- 規則第2条第1項の対象としてあてはまらない例
  - ・ 観賞植物
  - ・ 期間満了後取得を明記している賃貸借契約
  - ・ 耐用年数を経過したもの（中古品のリース、再リース）
- ソフトウェアについては、パソコン等と一体となっているものと解釈する
- 規則第2条第1項第3号の対象として想定される例

- ・ 楽器（特にピアノ）

○ 規則第2条第2項の対象として想定される例

規則第2条 第2項1号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備業務</li> <li>・ 清掃業務</li> <li>・ 案内業務</li> <li>・ その他庁舎等の管理に関する業務</li> </ul>
規則第2条 第2項2号、3号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食調理業務</li> <li>・ 情報処理業務（ネットワーク運用管理支援、日常的なデータベース管理等の業務）</li> <li>・ 印刷等業務</li> <li>・ 郵便物等通送業務</li> <li>・ 破砕物等運搬業務</li> <li>・ 図書等配送業務</li> </ul>
規則第2条 第2項4号関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第2条第1項各号に掲げる契約に係る物品の保守業務</li> </ul>

個々の契約について、案件名のみでなくその業務内容が次の【適用条件】に該当するかどうかを確認するとともに、複数年にわたる契約を必要とするかどうかの検討をしてください。

【適用条件】

- ・ 規則第2条第2項1号関係：①～③のすべてに該当
- ・ 規則第2条第2項2号及び3号：①～③のすべてに該当し、かつ④か⑤のいずれかに該当する
  - ① 毎年繰り返し切れ目無く日常的に履行が行われるものであること
  - ② 毎年度当初（4月1日）から役務の提供を必要とするもので、適切な履行のために相当の準備期間を要するものであること
  - ③ 契約内容に変更が生じない経常的な業務であること
  - ④ 契約の履行のために、熟練した技術や教育訓練期間を必要とする業務であること
  - ⑤ 契約の履行のために、初期投資や資材・機材の調達を必要とする業務であること

○ 規則第2条第2項の対象としてあてはまらない例

- ・ ねずみ・害虫駆除
- ・ 庁舎消毒
- ・ 消防設備点検
- ・ 環境測定
- ・ 浄化槽清掃
- ・ 電気工作物保安点検
- ・ 催事等の企画運営、人的警備
- ・ 駐車場運営業務
- ・ グラウンド等照明設備管理
- ・ システム開発
- ・ 指定管理者制度を適用するもの
- ・ 月●回、年●回のような法定点検等
- ・ 次年度以降で変更、解除が想定されるもの
- ・ 債務負担行為を設定している、もしくは設定すべき契約
- ・ 庁舎等の管理を目的としない設備の運転管理で複数年にわたる契約（ポンプ場リサイクルプラザ等）

### 第3 調査結果の概要

#### 1 調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

##### (1) 契約の締結数

調査基準日現在で長期継続契約の締結数は、25課78契約となっており、その内訳は、表1のとおりとなっている。施設を所管している部署の契約締結数が比較的多い結果となった。

【表1 長期継続契約の締結数】

	課	契約数		課	契約数
市長室	1	1	都市整備部	1	6
企画政策部	1	2	土木部	2	5
総務部	3	9	市民病院	2	14
産業振興部	—	—	会計課	—	—
事業課	—	—	議会局	1	1
市民部	2	3	選挙管理委員会事務局	—	—
福祉部	—	—	農業委員会事務局	—	—
健康・こども部	4	5	学校教育部	2	6
環境部	2	4	社会教育部	4	22
まちづくり政策部	—	—	消防本部	—	—
			計	25	78

##### (2) 業務の内容

長期継続契約の業務内容が、運用基準に例示された業務のいずれに該当するかは、表2のとおりとなっている。

規則第2条第2項第2号、第3号の「その他」は、下水道事業における業務支援委託となっている。

【表2 業務の内容（運用基準の例示業務への該当）】

運用基準の例示（条例施行規則第2条第2項）							
1号				2号、3号			
警備	清掃	案内	その他 庁舎等管理	給食調理	情報処理	印刷等	郵便物等 遞送
9	13	3	17	4	5	1	3
2号、3号			4号				
破砕物等 運搬	図書等配送	その他	長期賃借 物件保守	計			
1	1	1	17	75			

※1つの契約で複数該当するものがあるため表1の計（78件）と一致しない

※病院規程を適用する市民病院については集計から除外している

### (3) 運用について

#### ア 業務の品質を確保するための工夫はあるか

契約期間が長くなることによる履行不良であった場合への対応など、品質確保の工夫をしているかの調査結果は表3のとおりである。

「工夫している」と回答したのは63件であり、「工夫していない」は15件であった。

「工夫している」の内容としては、給食調理業務では、毎月打ち合わせを行うことで品質確保に努めているという回答や、施設の維持管理では、毎月提出される報告書で設備の不具合が報告された場合は、調整会議を開催しているなどの回答があった。

一方、「工夫していない」の内容としては、デジタル機器等の保守について、毎月報告書は受領するものの、特に不具合が生じていないことが大半を占めるため、品質確保の工夫をしているとまでは言えないといった回答が多く見られた。

【表3 品質確保の工夫】

している	していない	計
63	15	78

#### イ 運用上の課題はないか

長期継続契約の運用の中で捉えている課題について確認した結果は表4-1のとおりであり、「課題がある」が25件、「課題はない」が53件であった。また、「課題がある」と回答したもので、課題の内容を確認した結果が表4-2である。

「課題がある」の内訳としては、「A 質の低い業者であった場合に長いサービス期間が続いてしまうこと」が最も多く11件であった。回答のほとんどは、実際にそういった状況には陥っているわけではないものの、将来的に発生してしまった場合には最も困る事象であるため、これを選択したというものであった。一方、数は少ないものの、仕様書などに明確な記述のない部分で受託者と見解の相違が生じ、実際に運用面で課題が生じているとした事例もあった。

次に多かったのが、「D 業務内容等の変更が生じた場合に迅速な対応が取れないおそれがあること」で5件であった。業務の追加または削除などの変更が生じた場合に契約の残り期間を考慮しつつ、相対により交渉する必要が出てくることからこの項目を選択したというものもあった。

【表4-1 運用上の課題】

ある	ない	計
25	53	78

【表4-2 運用上の課題 内訳】

	A	B	C	D	E	F	計
1位	11	4	0	5	2	3	25
2位	4	5	3	9	1	0	22
3位	3	3	2	0	5	1	14
4位	0	1	3	0	0	0	4
5位	0	0	0	0	0	0	0

- A 質の低い業者であった場合にサービス期間が長期間続いてしまうこと
- B 業務の慢性化によりサービスが低下する懸念があること
- C 発注・契約が数年に一度になり、担当者異動などで次回発注・契約に不安が生じる
- D 業務内容等の変更が生じた場合に迅速な対応が取れないおそれがあること
- E 事業自体の継続実施の見極めが困難であること
- F その他

※当てはまるものにのみ順位を付すよう回答を求めたため、2位以下については表4-1「課題がある」の計（25件）と一致しない。

#### （4）単年度契約との比較

##### ア 業務内容

長期継続契約を締結する前の単年度契約時との業務内容について比較した結果は表5のとおりである。「比較できない」に分類されるものが計49件で、「比較できる」の29件を大幅に上回った。

「比較できない」の中には、制度運用開始から10年以上が経過している中で業務内容、発注の範囲等が変化をしていて「比較できない」または「比較できるか不明」という回答のほか、新たな施設の整備に伴う管理業務や新システムの導入による保守業務などで、比較し得る単年度契約自体が存在しないため、比較対象がそもそも存在しないというものが多かった。

【表5 長期継続契約と単年度契約の業務内容の比較】

比較できる	比較できない			計
	ほとんど同一	比較不可能なほど内容が変化	単年度契約の内容が不明で比較できるものなのか不明	
29	19	10	20	78

##### イ 経済性の向上は図られたか

経済性の向上が図られたかの調査結果は表6-1のとおりである。「図られた」と回答したのは30件（38%）であり、「図られていない」が12件、「わからない」が36件であった。

なお、表5「長期継続契約と単年度契約の業務内容の比較」で「ほとんど同一で比較できる」と回答した29件に限定した結果は表6-2のとおりであり、「図られた」との回答が17件（59％）となった。

また、表6-2で「図られた」と回答した17件の実際の委託金額に関する結果は表6-3のとおりである。単年度契約時と比較して実際に委託金額（月額）が「減少した」のは9件であり、「増加した」のは8件で均衡した。実際の委託金額が「増加した」となった場合であっても、「経済性の向上は図られた」を選択している理由としては、消費税率の引上げや最低賃金を始めとした人件費の上昇などを加味すれば、十分に「経済性の向上が図られた」と考えられるという回答が多かった。

【表6-1 経済性の向上】

図られた	図られていない	わからない	計
30	12	36	78

【表6-2 経済性の向上（表5「比較できる」ベース）】

図られた	図られていない	わからない	計
17	9	3	29

【表6-3 委託金額の比較】

減少した	増加した	計
9	8	17

## ウ 市民サービスの向上は図られたか

市民サービスの向上が図られたかの調査結果は表7-1のとおりである。「図られた」と回答したのは30件（38％）であり、「図られていない」が11件、「わからない」が37件であった。

なお、表5「長期継続契約と単年度契約の業務内容の比較」で「ほとんど同一で比較できる」と回答した29件に限定した結果は表7-2のとおりであり、「図られた」との回答が18件（62％）であった。

「図られた」の内容としては、給食調理業務において食物アレルギー疾患を持つ児童の状況の把握等にノウハウが蓄積され安定した対応ができるとしたものや、施設管理業務において、施設の特徴を把握する時間の確保やニーズの把握、スキルの向上ができることから、市民サービスの向上につながったといった回答であった。

一方、「図られていない」の主な内容としては、機器の保守などであり、市民サービスに直接関わるものではないという回答が多かった。

また、「わからない」では、単年度契約の情報が不明であり比較できないという回答が多く見られた。



【表7-1 市民サービスの向上】

図られた	図られていない	わからない	計
30	11	37	78

【表7-2 市民サービスの向上（表5「比較できる」ベース）】

図られた	図られていない	わからない	計
18	9	2	29

## エ 業務効率の向上は図られたか

業務効率の向上が図られたかの調査結果は表8-1のとおりであり、「図られた」は62件、「図られていない」は0件、「わからない」は16件であった。

なお、表5「長期継続契約と単年度契約の業務内容の比較」で「ほとんど同一で比較できる」と回答した29件に限定した結果は表8-2のとおりであり、すべての回答が「図られた」であった。

「図られた」の内容としては、「毎年度の契約作業が不要になること」といった趣旨の回答が大半を占めた。その他には「作業ミスの発生リスクが低減する」という回答も見られた。

【表8-1 業務効率の向上】

図られた	図られていない	わからない	計
62	0	16	78

【表8-2 業務効率の向上（表5「比較できる」ベース）】

図られた	図られていない	わからない	計
29	0	0	29

## (5) 長期継続契約のメリット及び制度の活用について

### ア 長期継続契約のメリットは何か

長期継続契約を運用している中で感じるメリットを確認した結果は表9のとおりである。

それぞれの業務において1位とされたのは、「C 業務効率の向上」が43件、「B 市民サービスの向上」が20件、「A 経済性の向上」が14件と続いた。「D その他」の1件は、受託者側に余分な費用が生じないことという内容であり、大きく見ると「A 経済性の向上」に含めて差し支えないと思われるものであった。

【表9 長期継続契約のメリットの内訳】

	A 経済性の向上	B 市民サービスの向上	C 業務効率の向上	D その他	計
1位	14	20	43	1	78
2位	22	12	32	0	66
3位	16	14	3	0	33
4位	0	0	0	0	0

※当てはまるもののみ順位を付すよう回答を求めたため、2位以下については表1の計（78件）と一致しない。

### イ 制度の活用について

今後も長期継続契約により業務を実施していく予定かを確認した結果は表10のとおりであり、すべての業務が今後も長期継続契約制度の活用を続けるということであった。

【表10 今後も長期継続契約制度の活用により業務を実施するか】

はい	いいえ	計
78	0	78

## 2 調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務

### (1) 契約の締結数

調査基準日現在で長期継続契約制度を活用できる可能性があると思われる委託業務契約数は、35課88契約となっており、その内訳は表11のとおりとなっている。

ただし、これらの中には実際に長期継続契約制度を活用できるかの検証を要するものが含まれていることに留意する必要がある。

また、回答が「－」となっている中に、長期継続契約制度を活用できる委託業務が存在する可能性があることについても同様に留意する必要がある。

【表11 長期継続契約制度を活用できる可能性があると思われる委託業務契約数】

	課	契約数		課	契約数
市長室	2	6	都市整備部	3	4
企画政策部	2	2	土木部	3	13
総務部	3	4	市民病院	1	2
産業振興部	－	－	会計課	1	1
事業課	－	－	議会局	1	2
市民部	2	4	選挙管理委員会事務局	－	－
福祉部	2	7	農業委員会事務局	－	－
健康・こども部	4	26	学校教育部	3	5
環境部	3	4	社会教育部	5	8
まちづくり政策部	－	－	消防本部	－	－
			計	35	88

### (2) 業務の内容

長期継続契約制度を活用した場合に、運用基準に例示された業務のいずれに該当するかは、表12のとおりとなっている。

なお、規則第2条第2項第2号、第3号の「その他」には、番組放送業務委託などのように、運用基準に示されている長期継続契約の「適用条件」には該当するものの、運用基準に業務の例示として掲載がないものが複数見受けられた。

【表12 業務の内容（運用基準の例示業務への該当）】

運用基準の例示（条例施行規則第2条第2項）							
1号				2号、3号			
警備	清掃	案内	その他 庁舎等管理	給食調理	情報処理	印刷等	郵便物等 通送
21	18	2	7	0	5	0	0
2号、3号			4号	計			
破砕物等 運搬	図書等配送	その他	長期賃借 物件保守				
0	0	15	21		89		

※1つの契約で複数該当するものがあるため、表11の計（88件）と一致しない

※病院規程を適用する市民病院については集計から除外している

### (3) 制度の活用について

#### ア 制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングはいつか

現状では単年度契約を毎年繰り返している委託業務について、長期継続契約制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングを確認した結果は表13のとおりである。

「本調査で把握」が46件となっており、「以前から把握」の42件を若干ではあるが上回る結果となった。

職員へのヒアリングでは、長期継続契約制度の存在自体は聞いたことがあるが、詳細を把握していなかったという声が経験年数の浅い担当者を中心に多く聞かれた。

【表13 制度を活用できる可能性】

以前から把握	本調査で把握	計
42	46	88

#### イ 制度を活用した場合に想定されるメリットは何か

長期継続契約制度を活用した場合のメリットについて調査した結果は、表14のとおりである。

最も想定されるメリットは、「C 業務効率の向上」で65件と全体の74%に上った。これは、「A 経済性の向上」や「B 市民サービスの向上」が、実際に長期継続契約制度を活用してみなければわからない部分があるのに対し、「C 業務効率の向上」は、少なくとも契約締結に関する事務を毎年度実施する必要がなくなるという点で、確実に効果があることから選択したという回答が多かった。

【表14 活用した場合のメリット】

	A 経済性の向上	B 市民サービスの向上	C 業務効率の向上	D その他	E 不明またはない	計
1位	5	1	65	2	15	88
2位	9	17	2	0	-	28
3位	12	3	2	0	-	17

※当てはまるもののみに順位を付すよう回答を求めたため、2位以下については表11の計（88件）と一致しない

#### ウ 制度を活用するか

長期継続契約制度を活用するかについて調査した結果は、表15-1のとおりである。

「早期に活用に向けた調整を行う」は17件に過ぎなかった。一方、「検証するが単年度契約を続けると思われる」が38件、「現行同様に単年度契約を続ける」が33件で、合せて71件（81%）が「活用しない」という回答になった。

「活用しない」と回答した71件の理由を確認した結果は、表15-2のとおりである。

活用をしない理由として最も多かった「G その他」の内容としては、14節（使用料及び手数料）で長期継続契約を締結している機器等のリースに伴う保守業務委託で「対象機器等のリース期間満了が近いため次回から長期継続契約の導入を検討する」といったものや、「年度ごとに委託の内容に変更が生じる可能性が比較的高い」というように、その理由に妥当性が認められた。

また、「E 対応業者が限られている」、「A 複数年度契約に馴染まない」との回答も多かった。内容としては、システムのリース（長期継続契約）に伴う保守業務委託で、制度変更などの度にシステム改修が必要であるとの理由が多く見受けられた。

なお、職員へのヒアリングにおいて、従来から単年度契約で実施してきたという事実に関心し、長期継続契約制度を積極的に活用しようという意識の薄さが見て取れることがあった。また、他の部署において長期継続契約制度を導入した結果、経済性・業務効率の向上が図られたなどの事例に触れる機会がなく、制度活用について積極的に検討することがないまま現在に至ってしまったという声も聞かれた。

【表15-1 長期継続契約制度を活用するか】

早期に活用に向けた調整を行う	活用しない		計
	検証するが単年度契約を続けると思われる	現行同様に単年度契約を続ける	
17	38	33	88

【表15-2 長期継続契約制度を活用しない理由】

	A 複数年度契約に馴染まない	B 経費削減や業務効率化が見込めない	C 市民サービス向上が見込めない	D 安定的な市民サービス見込めない
1位	15	7	2	2
2位	7	8	3	1
3位	2	15	0	0
4位	0	1	0	1
5位	2	0	0	0
6位	0	0	0	2

	E 対応業者が限られている	F 履行不良の切替可否に不安	G その他	計
1位	16	0	29	71
2位	7	7	8	41
3位	0	4	0	21
4位	0	3	0	5
5位	1	1	0	4
6位	1	0	0	3

※当てはまるものみに順位を付すよう回答を求めたため、2位以下については表15-1「活用しない」の計（71件）と一致しない

## 第4 着眼点に基づく監査の結果

### 1 調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務

#### (1) 業務の品質を確保するための工夫はあるか

長期継続契約では複数年度にわたって同じ受託者が業務に携わることで、ノウハウの蓄積、スキルの向上による良質なサービスの提供が期待される一方、業務のマネリ化等による履行不良の発生が懸念される。

これに対する現状としては、デジタル機器の保守等では毎月報告書を受領するのみであり特段の工夫をしているとまでは言えないといった回答があったが、給食調理業務では毎月打ち合わせを行うことで品質確保に努めているという回答や、施設の維持管理では設備の不具合が報告された場合に調整会議を開催しているなどの回答があり、多くの業務で品質確保の工夫が見られた。

制度所管課においては、長期継続契約制度がより一層円滑に活用されるよう、多くの業務で共通する品質確保のための工夫事例を庁内で共有するなどの方策を検討されたい。

#### (2) 運用上の課題はないか

長期継続契約制度を活用している業務で、実際に運用上の課題が生じているものは一部を除いてほとんどなかった。課題が生じている事例としては、仕様書などに明確な記述がない部分で市と受託者の見解の相違が生じており、その調整が難航しているといったものであった。これは、単年度契約であれば翌年度から大きく仕様を変更して発注することができるが、長期継続契約の場合にはそれが容易ではないというデメリットが表面化している事例である。

これを踏まえると、既存の単年度契約の業務について長期継続契約制度を活用する場合、現在使用している仕様を複数年度にするだけであると安易に考えることには注意を要する。これまでに蓄積した情報を基に想定される課題をできる限り洗い出し、仕様作成の段階で綿密な検証を行っておく必要があることに留意すべきである。

また、新たに実施する業務について長期継続契約制度の活用を検討する場合、その業務内容が多岐にわたるものや複雑なものである場合は、まず単年度契約により業務を発注し、できる限りの情報収集を行った上で、想定される事象を洗い出した後に長期継続契約制度の活用を行うべきである。

#### (3) 経済性の向上は図られたか

本市において、長期継続契約制度の導入がなされてから10年以上が経過しており、単年度契約当時の情報が不明あるいは委託内容の完全な把握ができずに比較が困難という事例が多く見られた。また、業務内容が比較可能であった場合でも、実際に単年度契約当時の委託金額よりも減少したという事例は多くはなかったが、行

政総務課の印刷等業務委託、病院総務課の病院物品管理システム運營業務委託や美術館の施設管理業務委託などでは委託料の減少が見られた。

一方で、実際の委託金額の減少はなかったものの、消費税率の引上げ（平成26年4月：5→8%、令和元年10月：8→10%）や人件費等の上昇（神奈川県最低賃金：平成18年7月17円、令和元年1月、0月11円で141%増）の影響を鑑みれば、経済性の向上が図られたと言って差し支えないと考えているとした回答も複数見られた。

長期継続契約制度の活用により複数年度の契約を前提とすることで、受託者としては、機器あるいは研修実施などの初期投資を計画的に回収できることから、結果として単年度契約よりも長期継続契約のほうが委託料は減少する方向に作用すると考えるのが自然であり、経済性の向上をもたらすと考えるべきである。

#### **（４）市民サービスの向上は図られたか**

長期継続契約制度の活用による影響があるか否かは委託している業務内容によりはっきりと分かれた。市民サービスの向上が図られたとした事例では、食物アレルギー疾患を持つ児童の状況把握ができるとした給食調理業務やノウハウの蓄積・スキルの向上ができるとした施設管理業務などがあり、その効果は極めて大きいと考えられる。

これらの事例にみられるように、複数年度にわたる継続的な業務委託により市民サービスの向上が期待できる場合には、積極的に長期継続契約制度の活用を検討すべきである。

#### **（５）業務効率の向上は図られたか**

単年度契約時との比較が可能なものは、すべての業務委託において効率化が図られたという結果になった。少なくとも契約締結に関する事務を毎年度実施する必要がなくなるという点から、長期継続契約制度の活用が業務効率の向上に資するという点に疑いの余地がなく、まして入札を行うことが原則であることを考慮すれば、その効果は大きいと言わざるを得ない。

これを踏まえると、長期継続契約制度の活用により、事務に従事する職員の業務効率を図ることで、時間内勤務においては他の作業に注力でき、時間外勤務においては、その縮減によりワーク・ライフ・バランスの推進の一助となることが期待できることから、可能な限り積極的な活用が求められる。

## **２ 調査Ｂ 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務**

### **（１）制度を活用できる可能性があることを把握したタイミングはいつか**

本調査で長期継続契約制度を活用できる可能性があることを把握したとの回答が

全体の半数を超える結果となった。これは、本市における制度の導入から10年以上が経過した中で、担当者の変更・異動が繰り返されたことで、経験年数の浅い担当者が多く事務に従事していることが要因の1つとして考えられる。

長期継続契約制度の活用は、本市の掲げる「全体最適」「選択と集中」の一助になり得ることから、制度所管課においては、異動等によって経験年数の浅い担当者が数多く事務に従事していることを念頭に置き、わかりやすい制度の周知を定期的に行うよう努められたい。

## **(2) 制度を活用した場合に想定されるメリットは何か**

調査Aより、長期継続契約制度の活用で経済性・市民サービス・業務効率の向上が図られたとの結果が出ており、現状で長期継続契約制度の活用をしていない業務においても、制度活用により確実に業務効率の向上は図れるという認識がなされている。

このことから、実際に長期継続契約制度の活用が可能か否かは業務ごとの検証が必要ではあるものの、可能な限り積極的な制度活用の姿勢が求められる。

## **(3) 制度を活用するか**

全体の80%以上が「活用しない」という回答となった。その理由として、「保守委託の終期が目前である」や「施設の統廃合が決まっている」など、妥当性のある理由が多かった一方で、制度の理解不足と考えられるもの、前例に倣い漫然と単年度契約を続けているというもの、大きな経費削減・業務効率化が見込めないと想定しているためというように、必ずしも妥当性があるとは言えない回答も散見された。

施設管理業務等、役務の提供を受ける期間が長期に及ぶ契約については、経済性・市民サービス・業務効率の向上を図る視点から、長期継続契約制度の活用について検討すべきである。

また、取り組みの事例や実務上のポイント等を庁内で共有するなどの方策を検討し、円滑で的確な制度の活用が可能となるよう検討されたい。



## 第5 むすび

令和元年度の行政（重点）監査は、「長期継続契約制度の委託契約における活用について」をテーマとして、「調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務」「調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務」に大別して監査を実施した。

監査の着眼点に基づく具体的な結果は、前節で述べたとおりである。今回、監査を行ったことにより、本市の長期継続契約に関する全体像が明らかになった。

「調査A 長期継続契約制度を活用している委託業務」では、品質確保のための工夫がなされていることや、一部業務で仕様書などに明確な記述がない部分で市と受託者との見解の相違による課題が生じていること、昨今の情勢を勘案すると実際に委託金額が減少したわけではなかったとしても経済性の向上が認められるものが多数存在すること、継続的な業務従事によるノウハウの蓄積やスキルの向上が市民サービスの向上につながっていること、契約締結に係る事務の削減により業務効率が確実に図られていることなどが認められた。

また、「調査B 長期継続契約制度を活用できる可能性がある委託業務」では、わかりやすい制度周知の定期的な発信の必要性や、単年度契約を続けるとするものの中には必ずしも妥当とは言い難い理由によって長期継続契約制度を活用しないものが存在することも認められた。

これらを踏まえ、以下、監査委員としての意見を述べる。

今回、「長期継続契約制度の委託契約における活用について」をテーマとした理由は、冒頭述べたとおり、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低コストで提供するために、事務レベルにおいて職員一人一人が意識して効率的な事務の執行にあたるということが重要であるという視点である。

平成16年の法改正の趣旨を総務省自治行政局長通知に沿って考えた場合、「更なる経費の削減」「より良質なサービスを提供」「定期的に契約相手方を見直す機会を確保」といった文言から見て取れるとおり、長期継続契約が経済性・市民サービス・業務効率などの向上に資するものとして運用できるように対象を拡大したと解釈できる。

このような中で本市の長期継続契約の状況を見た場合、必ずしも積極的に同制度を活用しているとは言い難い。他団体に目を向けると、たとえば複数年度契約の活用を行政改革の一環として掲げ、その一項目として長期継続契約の運用状況を公表しているなど積極的活用の方針を持っている団体や、対象となる具体的な業務について、スクールバスやコミュニティバスの運行、ノウハウの蓄積や継続性が重要となってくるような相談・指導業務、気象状況の提供業務、料金等の徴収または収納業務を掲げるなどの団体も存在する。

以上のことから、長期継続契約制度の活用により、行財政改革における中長期的に見た費用対効果、市民サービスに与える影響並びに業務の効率化による職員の働き方改革などに効果的であると認められる場合には、同制度の積極的な活用を推進すべきである。そのためにも制度所管課においては、既に長期継続契約を活用していることで得られている情報や他団体の参考事例などを収集し、庁内で共有できる環境を整えるとともに、より質の高い行政サービスをより低コストで提供するための仕組みの1つとして、長期継続契約制度が積極的に活用されるよう、わかりやすい制度周知を定期的に庁内に向けて発信するなどの取り組みを行うことが望まれる。